

平成19年第1回瑞穂市議会定例会会議録（第1号）

平成19年3月1日（木）午前9時開議

議 事 日 程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 議案第3号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第5 議案第4号 財産の無償譲渡について
- 日程第6 議案第5号 和解について（交通事故）
- 日程第7 議案第6号 岐阜県市町村会館組合規約の変更について
- 日程第8 議案第7号 岐阜県市町村職員退職手当組合規約の変更について
- 日程第9 議案第8号 瑞穂市・神戸町水道組合規約の変更について
- 日程第10 議案第9号 瑞穂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第10号 瑞穂市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第11号 瑞穂市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第12号 瑞穂市基金条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 議案第13号 瑞穂市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第15 議案第14号 瑞穂市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第16 議案第15号 瑞穂市下水道条例の一部を改正する条例について
- 日程第17 議案第16号 平成18年度瑞穂市一般会計補正予算（第4号）
- 日程第18 議案第17号 平成18年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第19 議案第18号 平成18年度瑞穂市老人保健事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第20 議案第19号 平成18年度瑞穂市学校給食事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第21 議案第20号 平成18年度瑞穂市下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第22 議案第21号 平成18年度瑞穂市下水道（コミュニティ・プラント）事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第23 議案第22号 平成18年度瑞穂市水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第24 議案第23号 平成19年度瑞穂市一般会計予算
- 日程第25 議案第24号 平成19年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第26 議案第25号 平成19年度瑞穂市老人保健事業特別会計予算

- 日程第27 議案第26号 平成19年度瑞穂市学校給食事業特別会計予算  
 日程第28 議案第27号 平成19年度瑞穂市下水道事業特別会計予算  
 日程第29 議案第28号 平成19年度瑞穂市農業集落排水事業特別会計予算  
 日程第30 議案第29号 平成19年度瑞穂市下水道（コミュニティ・プラント）事業特別会計予算  
 日程第31 議案第30号 平成19年度瑞穂市水道事業会計予算  
 日程第32 議案第31号 市道路線の認定について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

本日の会議に出席した議員

1番	安藤由庸	2番	篠田徹
3番	若園五朗	4番	浅野楔雄
5番	小川勝範	6番	藤橋礼治
7番	熊谷祐子	8番	堀孝正
9番	山田隆義	10番	広瀬時男
11番	小寺徹	12番	松野藤四郎
13番	山本訓男	14番	桜木ゆう子
15番	星川睦枝	16番	棚瀬悦宏
17番	土屋勝義	18番	澤井幸一
19番	西岡一成	20番	広瀬捨男

本日の会議に欠席した議員（なし）

本日の会議に説明のため出席した者の職・氏名

市長	松野幸信	助役	福野寿英
収入役	河合和義	教育長	今井恭博
市長公室長	広瀬幸四郎	総務部長	関谷巖
市民部長	青木輝夫	都市整備部長	水野年彦
調整監	中島隆二	水道部長	松尾治幸
教育次長	福野正		

本日の会議に職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	豊田正利	書記	広瀬照泰
書記	棚瀬敦夫		

開会及び開議の宣告

議長（藤橋礼治君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員数は19人であり、定足数に達しています。

これより平成19年第 1 回瑞穂市議会定例会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

---

日程第 1 会議録署名議員の指名

議長（藤橋礼治君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、議席番号 9 番 山田隆義君と  
10番 広瀬時男君を指名いたします。

---

日程第 2 会期の決定

議長（藤橋礼治君） 日程第 2、会期決定の件を議題にします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から 3 月23日までの23日間にしたいと思いますが、御異議はありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、本日から 3 月23日までの23日間に決定をいたしました。

---

日程第 3 諸般の報告

議長（藤橋礼治君） 日程第 3、諸般の報告を行います。

7 件報告します。

まず 1 件目は、お手元にお配りしましたとおり、2 月23日、乳幼児医療費の無料制度の拡大に関する請願及び学童保育の実施場所に関する請願が提出され、受理しましたので、報告をいたします。この請願については、後日、議題にしたいと思います。

2 件目は、地方自治法第 235条の 2 第 1 項の規定による例月出納検査の結果報告を、同条第 3 項の規定により監査委員から受けております。検査は平成18年12月分と平成19年 1 月分が実施され、現金・預金等の出納保管状況は関係帳簿等の記載金額と一致し、計数上の誤りはないとの報告でございました。

関連して 3 件目ですが、地方自治法第 199条第 7 項の規定による財政的援助の監査の結果報告を、同条第 9 項の規定により監査委員から受けております。

監査は、1月26日にみずほ公共サービス株式会社及び総務部財政課を対象に実施されました。

みずほ公共サービス株式会社に対する監査の結果は、出納、その他の事務は適正に処理されているとの報告でした。また、総務部財政課に対する監査の結果は、みずほ公共サービス出資金に係る事務は適正に執行されていると認められるものの、市は、みずほ公共サービス株式会社の資本金の全額を出資している。このため、株主として相応の権利と義務を持ち、取締役にも市職員2名を就任させるなど、株主としての権利を一部行使しているが、さらに同社の経営成績、財政状態等を常に正確に把握し、状況に応じて必要な措置を講じるなど、財政援助及び株主の責任を組織的かつ適切に行使できる体制を明確化し、整備することが必要である。については、行政組織条例、行政組織規則、または事務分掌等で担当課、または担当者を明記されることが望ましいとの報告でありました。

また、地方自治法第199条第4項の規定による定期監査の結果報告を、同条第9項の規定により監査委員から受けております。監査は2月21日に市消防車庫兼詰所建設工事を対象に実施され、財務に関する事務は適正に執行されているとの報告でした。

4件目は、西濃環境整備組合議会の結果報告です。2月20日に同組合の平成19年第1回定例会が開催されました。提出されたのは、条例の一部改正議案4件、平成18年度補正予算、平成19年度の分賦金額及び分賦方法を定める議案、平成19年度当初予算、岐阜県市町村職員退職手当組合規約の一部改正議案の8件でございました。

平成19年度の分賦金額及び分賦方法を定める議案は、搬入量割の実績を平成16年度ベースから平成17年度ベースに改める内容です。

平成19年度予算については、総額が17億6,980万3,000円となりました。主なものは、平成16年度に完成した溶融炉建設のため借り入れた一般廃棄物処理事業債の償還が始まるので、公債費を約1億4,000万円増額、溶解スラグ・ストックヤードの建設工事が完了したことにより施設建設費を1億円減額するなどの内容で、平成18年度当初予算と比較すると3,862万5,000円、率にして2.2%の増となります。一方、当市の平成19年度負担金は3億2,480万6,000円で、平成18年度に比べて約3,663万4,000円、12.7%ほどふえており、全体の約22%を占めています。これら8議案は、いずれも原案のとおり可決をされました。

5件目は、本巣消防事務組合議会の結果報告であります。

2月23日に同組合の平成19年第1回定例会が開催されました。会議が始まる前の全員協議会で組合管理者変更の報告がありました。これは、組合管理者でありました白木聡北方町長が死去されたことにより、1月14日の北方町長選挙で当選されました室戸英夫氏を、1月25日に関係市町の長の互選により組合管理者と決定したものであります。

会議では、まず北方町の議会構成が変更されたことにより、同組合の立川良一副議長が組合議員でなくなったため、組合議会の副議長選挙が行われました。選挙の結果、北方町の井野勝

已議長が組合副議長に当選されました。

管理者より提出された議案は6件で、条例を制定、改正するもの2件、平成17年度決算の認定を求めるもの1件、平成18年度補正予算1件、平成19年度の方賦金額を定めるもの1件、平成19年度当初予算1件でございます。

補正予算については、新分署の建設用地購入費、建設用地造成費などで2,675万3,000円の減額となっており、これに係る瑞穂市負担金も同額減額されています。

平成19年度予算については、総額が9億4,970万5,000円となりました。主なものは、新分署の建設用地整備が完了したことにより、財産管理費は約9,000万円の減額、新分署を建設するため分署建設費として目を新設し、約1億5,000万円を見込むなどの内容で、平成18年度当初予算と比較すると4,947万円の増額で、率では5.5%の増となります。

当市の平成19年度分担金は1億4,374万7,000円ですが、分担金のほかに、1億4,815万4,000円の負担金があります。これは平成19年度末に同組合から脱退する予定の関係で、南消防署がカバーしていた本巣市エリアに新分署を建設する必要があるため、建設に要する費用を瑞穂市が負担するものであります。これら6議案は、いずれも原案のとおり可決、または認定されました。

6件目は、市議会議長会関係の報告でございます。

2月2日に第257回岐阜県市議会議長会議が美濃加茂市で開催され、私と副議長、議会事務局長の3人が出席をいたしました。会議では、平成18年7月7日から平成19年2月1日までの会務報告の後、平成19年度予算を定める議案など7議案が審議され、いずれも可決をされました。

最後に7件目は、平成19年第1回もとす広域連合議会定例会について、安藤由庸君から報告願います。

1番 安藤由庸君。

1番（安藤由庸君） 1番 安藤由庸です。議長より御指名をいただきましたので、平成19年第1回もとす広域連合議会定例会について、代表して御報告いたします。

第1回定例会は、2月13日から16日まで4日間の会期で開催されました。

広域連合長から提出された議案は15件で、人事に係る議案1件、岐阜県市町村職員退職手当組規約の一部改正を行う議案1件、条例の一部改正を行う議案4件、予算に係る議案9件でした。

人事に係る議案は、副広域連合長であった白木聡北方町長が死去されたことによります。北方町長選挙が1月14日にあり、室戸英夫氏が町長に当選されましたので、副広域連合長に同氏を選任するため議会の同意を求めるものです。

条例の一部改正は、人事院及び岐阜県人事委員会の給与勧告に準拠し、3人目以降の子等に

係る扶養手当の支給月額を引き上げるため、給与に関する条例を改正するものと、月額で支給している特殊勤務手当を実勤務日数等に応じて支給するため所要の改正を行うものなどです。

予算関係は、一般会計、介護保険特別会計、療育医療施設特別会計、衛生施設特別会計の四つの会計で平成18年度補正予算を定めるものと、一般会計、介護保険特別会計、老人福祉施設特別会計、療育医療施設特別会計、衛生施設特別会計の五つの会計で平成19年度当初予算を定めるものです。平成19年度当初予算の総額は5会計の合計で54億6,001万円です。平成18年度当初予算に比べ、金額で1億1,393万6,000円の減となっております。

当初予算の概要を申し上げます。一般会計は総額で7,717万1,000円となりました。主なものは、障害程度区分認定審査会の設置により社会福祉費で228万円の増、財政調整基金積立金の減額で243万5,000円の減などがあり、平成18年度当初予算と比較すると348万6,000円の減となります。

介護保険特別会計は、総額が41億7,758万4,000円となりました。主なものは、保険給付費のおよそ1億6,000万円の減で、これは平成18年4月に始まった介護予防事業で、平成18年度当初予算に比べ、事業実施2年目となる平成19年度予算では実績等を勘案し積算されたものです。また、介護給付費準備基金積立金でおよそ4,800万円の増などがあります。平成18年度当初予算と比較し1億1,454万4,000円の減となります。

老人福祉施設特別会計は、大和園の外構舗装工事による工事請負費およそ2,400万円の増などがあり、予算は306万円の増で8億6,000万円となりました。

療育医療施設特別会計は、特殊勤務手当の見直しによる幼児療育センターの人件費およそ120万円の減と、休日急患診療所の外壁塗装工事による工事請負費180万円の増などがあり、予算は35万2,000円の増で8,673万5,000円の予算となりました。

衛生施設特別会計は、し尿処理燃料費169万円の増などがあり、予算は68万2,000円の増で2億5,852万円となりました。

五つの会計を合計した当瑞穂市の負担金は4億2,784万4,000円となり、平成18年度に比べ1,573万5,000円の減となります。

広域連合長から提出された議案のうち、人事に係るもの1件、岐阜県市町村職員退職手当組合規約の一部改正を行うもの1件、条例の一部改正を行うもの1件は、定例会初日の2月13日、広域連合長の提案理由の説明の後、委員会付託を省略し、直ちに質疑、討論、採決を行いました。結果は、いずれの議案も同意、または可決されました。

残りの12議案については、所管の常任委員会に審査を付託し、2月16日の定例会最終日、委員長報告の後、質疑、討論、採決を行い、すべて可決されました。

以上、平成19年第1回もとす広域連合議会定例会の報告とさせていただきます。

これら定例会の議案書及び詳細な資料を議会事務局に預けてありますことをあわせて御報告

いたします。

議長（藤橋礼治君） ありがとうございます。

以上、報告いたしました7件の資料は事務局に保管してありますので、ごらんいただきたいと思います。

これで諸般の報告を終わります。

---

#### 日程第4 議案第3号から日程第32 議案第31号までについて（提案説明）

議長（藤橋礼治君） 日程第4、議案第3号人権擁護委員候補者の推薦についてから日程第32、議案第31号市道路線の認定についてまでを一括議題とします。

市長提出議案について、提案理由の説明を求めます。

市長 松野幸信君。

市長（松野幸信君） 平成19年瑞穂市議会第1回定例会を招集しましたところ、議員の皆様には出席をいただき、ありがとうございます。

昨年の北海道夕張市の破綻は、地方自治体の運営における最も大切なことを教えてくれます。

まず一つは、健全なる財政の維持、さらには財政力をつけることの重要性であります。財政再建のために、保育料の年10数万円の値上げなど負担の増加、市の諸施設の閉鎖、職員の定数削減等、公共サービスの低下など、市民の生活への負担が増加しています。

瑞穂市は、財政力指数0.87（県内21市中3位）、実質公債費比率4.9（県内1位）と健全な財政の運営ができておりますが、瑞穂市の場合でも、保育料を厚生労働省の基準値とすれば、年10数万円の保育料アップとなります。

もう一つは、まちづくりには、まちを愛し、まちのために力を尽くす市民の力が大切であることです。

財政破綻が明らかになってから、わずか半年で300人以上（約2.5%）の人がまちを離れていきましたが、一方では、市民による国際映画祭の成功、成人式の感動がマスコミによって報じられ、福祉施設の運営などがボランティアの手によって始められるなど、まちの再建に向かってまちの人々の力が結集されつつあります。長く厳しい道のりではありますが、立派に立ち直ると信じます。

瑞穂市の場合も、クリーン活動、花壇・公園の管理、登下校時の児童の見守り、地域の交流活動等々、多くの方々の積極的な参加により健全な地域コミュニティづくりが進められています。瑞穂市誕生以来4年、財政の健全な運営を図りつつ、市民協働のもとに、消防組織の編成、給食センターの統合等、合併協議の決定事項の着実な推進に努めてまいりました。

しかし、今議会に提出いたしました議案の中にも見られますように、小児医療負担の軽減、

子育て中の親の交流・学習の場づくり等、子育て支援のあり方及び高齢者の保険制度の見直しなど、社会の変化につれ種々の課題が生じてきております。

昨年策定いたしました瑞穂市第1次総合計画をベースに、名古屋へ30分のJR、国道21号線等恵まれた道路網、豊かな自然、温かい人と人との触れ合いなどのまちの強みを生かして、時代にマッチした地域コミュニティの構築に取り組んでまいります。

さて、本議会に提出し、御審議をお願いいたします案件は、人事に関するもの1件、財産の譲渡に関するもの1件、和解に関するもの1件、組合規約の変更に関するもの3件、条例の改正に関するもの7件、18年度予算の補正に関するもの7件、19年度予算に関するもの8件、市道路線の認定に関するもの1件の29件であります。

以下、各議案について概要を説明させていただきます。

議案第3号人権擁護委員候補者の推薦については、人権擁護委員 武藤守氏の任期が平成19年6月30日に満了となるため、引き続き同氏を委員の候補者として法務大臣へ推薦したく、議会の意見を求めるものであります。

議案第4号財産の無償譲渡については、昭和34年当時の別府地内道路拡幅工事に伴い提供された用地の処理手続の一部が未処理のまま現在に至ったものであります。このたび、関係者の同意を得ることができましたので、普通財産を無償譲渡し、土地の清算を行うものであります。

議案第5号和解について（交通事故）は、昨年12月、国道21号線岐阜県庁前交差点において市職員の運転する公用車が普通貨物自動車と衝突した交通事故について、このたび、相手側の過失を10割と定め、公用車の修理費等 152万 8,900円を相手側が負担することで和解するものであります。

議案第6号岐阜県市町村会館組合規約の変更について、議案第7号岐阜県市町村職員退職手当組合規約の変更について、議案第8号瑞穂市神戸町水道組合規約の変更については、地方自治法の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、規約を変更するものであります。

議案第9号瑞穂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例については、市福祉事務所嘱託医の報酬額の見直しと、市の消防防災体制の整備及び広域消防体制の確立のため、消防専門監職を設置するため、市条例の改正を行うものであります。

議案第10号瑞穂市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、人事院勧告に準拠し、管理職手当、扶養手当を改正するものであります。

議案第11号瑞穂市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例については、消防事務に従事する職員に対する消防手当を設けること及び運転手当、祭壇等備品取り扱い手当の適正化を図るものであります。

議案第12号瑞穂市基金条例の一部を改正する条例については、瑞穂市立南小学校教育振興基金を廃止するものであります。この基金は、昭和61年、巢南町への浄財寄附により設定され、

その果実は南小学校の教育振興の一環として図書購入等に充てられてきたところであります。このたび、平成19年度に計画しております南小学校校舎の増築に伴い、この基金を備品購入の一部に充てたく、廃止するものであります。

議案第13号瑞穂市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例については、平成19年10月1日より福祉医療費助成の対象に小・中学生の通院に係る療養の給付費等も加えるものであります。

議案第14号瑞穂市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例については、家庭や農業等から排出される剪定木を、応分の負担をいただき処理するものであります。

議案第15号瑞穂市下水道条例の一部を改正する条例については、下水道法施行令の一部を改正する政令が平成18年11月10日に公布され、下水道法施行令に規定する特定事業場からの下水の排除の制限に係る水質の基準中、亜鉛の含有量について、排出基準が1リットルにつき5ミリグラムから2ミリグラムに強化され、平成18年12月11日から施行されたことにより、関係する改正を行うものであります。

議案第16号平成18年度瑞穂市一般会計補正予算（第4号）については、既定の予算の総額から歳入歳出それぞれ5億5,509万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ144億1,081万7,000円とするものであります。

今回の補正は各事業費の確定及び年度末執行見込み修正によるもので、歳入は、市税8,400万円、交付金3,200万円、交付税1,600万円等、2億600万円の増。

歳出は、社会福祉費において、特別会計繰出金4,400万円、障害者生活訓練場建設費3,100万円等、1億2,500万円の減額。児童福祉費において、扶助費8,100万円等、1億1,600万円の減額。都市計画費において、都市再生事業費1億円等、1億5,300万円の減額など、6億8,700万円の減となりました。

その歳入増及び歳出減の計8億9,300万円は、公共施設整備基金繰り入れの減額4億2,500万円、市債発行の減額3億3,600万円、減債基金への積み立て1億3,200万円に充当いたしました。

継続費の補正は、事業費の確定による事業費総額の補正です。

繰越明許費は、後期高齢者医療制度が平成20年度より施行されることにより、国が今国会の補正で繰越明許が成立したことによるものであります。

地方債の補正は、本年度事業費確定による限度額を減額するものであります。

議案第17号平成18年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）については、既定の予算額から歳入歳出それぞれ1億8,874万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ38億243万8,000円とするものであります。

今回の補正の主なものは、歳入において、国庫支出金2億1,300万円の減額、療養給付費交

付金 4,700万円の増額、繰入金 2,300万円の減額。

歳出において、基金積立金 1億 7,400万円の減額、老人保健繰出金 800万円の減額などがあります。

療養給付費負担金や老人保健医療費拠出金負担金、介護納付金負担金の国庫負担金が減額となっており、その財源更正のため基金積立金を減額補正するものであります。

議案第18号平成18年度瑞穂市老人保健事業特別会計補正予算（第3号）については、既定の予算額から歳入歳出それぞれ 2億 2,724万 2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ25億 8,141万 3,000円とするものであります。

医療給付費は、受給者数の減少に伴い、やや減少傾向にあります。この医療給付費減額に伴い、支払基金、国、県、市の負担分を各応分の割合にて減額補正するものであります。

議案第19号平成18年度瑞穂市学校給食事業特別会計補正予算（第2号）については、既定の予算額から歳入歳出それぞれ 579万円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ 2億 6,663万 5,000円とするものであります。

補正の主な理由は、給食予定人員の減少及び収納率の低下による給食費歳入の減額であり、歳出の賄い材料代も同じく減額するものであります。

議案第20号平成18年度瑞穂市下水道事業特別会計補正予算（第3号）については、既定の予算額から歳入歳出それぞれ 411万 6,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ 4億 5,207万 9,000円とするものであります。

今回の補正は、歳出で、下水道工事に伴う上水道管支障移転工事の補償費が減額となり、歳入で受益者分担金、下水道使用量が増額となったため、一般会計からの繰入金を減額するものであります。

議案第21号平成18年度瑞穂市下水道（コミュニティ・プラント）事業特別会計補正予算（第3号）については、既定の予算額から歳入歳出それぞれ 3,076万 3,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ 2億 3,069万 2,000円とするものであります。

今回の補正は、コミュニティ・プラントへの加入者が当初見込みから大幅に減となったための補正であります。

歳入でコミュニティ・プラント分担金を、歳出で改造助成金及び施設整備費、管理費を減額し、その残額は一般会計繰入金を減額しました。

議案第22号平成18年度瑞穂市水道事業会計補正予算（第2号）については、収益的収入及び支出において、収入を 102万 5,000円増額、支出を 395万 7,000円減額するものであります。また、資本的収入及び支出においては、収入を 231万 3,000円減額、支出を 4,135万 3,000円減額するものであります。

議案第23号平成19年度瑞穂市一般会計予算については、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それ

ぞれ 151億とするものであります。平成18年度当初比で12.0%、16億 2,000万円の増額であります。

市税は、税源移譲に伴い個人市民税が 9.1%、5億 3,200万円増収、また国庫支出金は、まちづくり交付金の有効活用や児童手当費負担金 3億 4,900万円の増額を見込んでいますが、所得譲与税の廃止により、地方譲与税が 3億 5,000万円の減額、減税補てん特例交付金の廃止などで特例交付金 5,500万円の減額となりました。

依然として厳しい財政状況の中ではありますが、瑞穂市総合計画に沿い、防災、福祉、教育等に重点を置き、平成18、19年の継続事業の完了の年度として積極的な予算を編成しました。

今年度は、重点事業として、子育て支援拠点整備事業約 6億 3,000万円、総事業費は約12億 5,000万円であります。本田コミュニティセンター建設事業約 3億 7,000万円、総事業費は 7億 9,900万円であります。給食センター建設事業約 5億 7,900万円、総事業費は18億 9,700万円あります。常備消防整備事業約11億 6,400万円を計上しております。

その歳入における不足額については、公共施設整備基金等の繰り入れ、合併特例債、臨時財政対策債等の市債を充てております。

なお、債務負担行為として、平成20年度に瑞穂市誕生 5周年記念事業として開催予定のウィーン少年合唱団のコンサート料 400万円を計上いたしました。

議案第24号平成19年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計予算については、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ40億85万 3,000円と定めるものであります。平成18年度当初予算比で15.2%、5億 2,897万 9,000円の増額となっています。

前年度と比較して大きく変動いたしましたのは、県内国保間の財政安定化を図るため、1件当たり30万円を超える医療費にかかる給付費すべての費用負担を調整する保険財政共同安定化事業が平成18年10月から開始され、このため、歳出に共同事業拠出金 3億 5,700万円、歳入に共同事業交付金 3億 5,100万円を計上したことによります。

そのほか、歳入において、療養給付費交付金 1億 6,700万円、繰入金 1億 4,300万円の増と、国庫支出金 1億 7,300万円の減。歳出において、保険給付費 1億 2,900万円の増、老人保健拠出金 2,100万円の減となっております。保険給付費は、一般被保険者が減少するものの、退職被保険者の増加に伴い、前年度より増加しております。この医療費増加への財源確保ではありますが、一般被保険者からの税収は伸びず、財源の不足を基金から繰り入れて給付費に充てる予算編成となりました。今後、国保財政は年々厳しくなっていくものと予測され、予防事業に力を入れ、円滑な事業運営を展開していかなければならないと考えております。

議案第25号平成19年度瑞穂市老人保健事業特別会計予算については、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ24億 9,726万 4,000円と定めるものであります。平成18年度当初予算費0.91%、2億 3,700万円の減額となりました。

歳出の99.7%は医療諸費であり、老人医療対象者は3,452人を見込んでおります。

医療給付費は、平成14年に始まった前期高齢者制度の導入により減少傾向にありましたが、平成19年10月には前期高齢者の移行期間が終了し、その後は毎月30人程度の新規老人保健対象者が増加するものと予測されます。しかし、この増加人数分を見込んで、前年度より療養給付費は減少するものと想定しております。

なお、老人保健事業特別会計による事業は今年度が最後となり、平成20年度からは後期高齢者医療制度へと受け継がれることとなります。

議案第26号平成19年度瑞穂市学校給食事業特別会計予算については、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億7,416万1,000円と定めるものであります。

19年度の給食予定計画人員は、児童・生徒5,891人、その他541人、計6,432人、給食日数は小・中学校で202日と見込みました。

議案第27号平成19年度瑞穂市下水道事業特別会計予算については、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億9,900万1,000円と定めるものであります。

歳出の主なものは、工事請負費1,800万円、施設管理費4,100万円及び公債費1億円などです。なお、一般会計からの繰入金は1億3,300万円です。

議案第28号平成19年度瑞穂市農業集落排水事業特別会計予算については、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,661万3,000円と定めるものであります。

歳出の主なものは、業務委託料700万円、施設修繕費400万円及び公債費1,100万円などです。なお、一般会計からの繰入金は1,600万円です。

議案第29号平成19年度瑞穂市下水道（コミュニティ・プラント）事業特別会計予算については、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億4,946万4,000円と定めるものであります。

歳出の主なものは、工事請負費600万円、施設管理費4,200万円及び公債費1億7,000万円などです。なお、一般会計からの繰入金は2億700万円です。

議案第30号平成19年度瑞穂市水道事業会計予算については、業務の予定量を、給水戸数1万3,750戸、年間給水量427万4,000立方メートルとして策定いたしました。

収益的収入及び支出においては、収入予定額を4億3,804万3,000円、支出予定額を3億9,621万2,000円、資本的収入及び支出においては、収入予定額を9,933万4,000円、支出予定額2億7,482万2,000円と定めるものであります。

なお、資本的収支の不足する額については、過年度分損益勘定留保資金、当年度分消費税資本的収支調整額で補てんするものであります。

議案第31号市道路線の認定については、新規認定する路線は、宅地開発に伴う管理引き継ぎ及び寄附採納の3路線であります。

以上、各議案の概要について説明させていただきました。御審議の上、適切なる議決を賜り

ますようお願いいたします。

議長（藤橋礼治君） これで提案理由の説明を終わります。

議事の都合により、しばらく休憩します。

休憩 午前10時25分

再開 午前11時01分

議長（藤橋礼治君） ただいまの出席議員は20人であり、休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。ただいま一括議題となっております議案のうち、議案第3号から議案第5号までの3議案を、会議規則第37条第2項の規定によって委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま一括議題となっております議案第3号人権擁護委員候補者の推薦についてと議案第4号財産の無償譲渡について及び議案第5号和解について（交通事故）の3議案は、委員会付託を省略することに決定をいたしました。

---

議案第3号から議案第5号までについて（質疑・討論・採決）

議長（藤橋礼治君） これより議案第3号人権擁護委員候補者の推薦についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第3号人権擁護委員候補者の推薦についてを採決いたします。

人権擁護委員候補者に武藤守君を適任とする意見の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（藤橋礼治君） 起立全員でございます。したがって、議案第3号人権擁護委員候補者の推薦については、武藤守君を適任とすることに決定をしました。

これより議案第4号財産の無償譲渡についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第4号財産の無償譲渡についてを採決します。

議案第4号を可決することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（藤橋礼治君） 起立全員でございます。したがって、議案第4号は可決をされました。

これより議案第5号和解について（交通事故）の質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第5号和解について（交通事故）を採決します。

議案第5号を可決することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（藤橋礼治君） 起立全員です。したがって、議案第5号は可決されました。

お諮りします。本日の会議はこれで延会したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで延会することに決定をしました。

本日はこれで延会します。

御苦労さまでございました。

延会 午前11時06分